

旅行予約サイト活用誘客プロモーション業務委託 仕様書

1. 委託業務名

旅行予約サイト活用誘客プロモーション業務委託

2. 委託業務概要

(1) 業務目的

旅行意欲を喚起し、冬季誘客並びに宿泊者数の増加を図るべく、旅行予約サイトを活用したプロモーションを行う。

(2) 履行箇所

ウェブサイト上

(3) 業務内容

ア 旅行予約サイトを活用した観光情報の発信

受託者の旅行予約サイト内に日光市の観光情報及び魅力を発信する特集ページを開設する。なお開設に当たっては、訴求対象となるようなターゲットを選定し、日光市の魅力を効果的に訴求できる観光コンテンツを選定する。

イ 市内における宿泊の旅行商品販売の促進

市内における宿泊の旅行商品の販売のため、旅行予約サイト内特集ページへの誘導並びに、その他の販売促進に有効なプロモーションを実施する。

ウ 効果測定

当業務における実施結果及びその効果について取りまとめ、実績報告書(任意様式)を作成し、2部提出する。

①成果物の提出場所

日光市観光経済部観光課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

E-mail : kankou@city.nikko.lg.jp

②成果物の提出期限 令和9年3月19日(金)

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)

(5) 留意事項

- ・業務を遂行するうえで、本市と受託者が共通認識をもち、十分な協議を重ね

ながら業務を行うこととする。

- ・委託業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
 - ・委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
 - ・委託業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
 - ・必要に応じ緊急時の連絡体制を構築し、関係者と情報を共有すること。
- 受託者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

(6) 特記事項

- ・企画提案書の内容は、採用案決定後、日光市との協議により委託費の範囲内で変更する場合があることを留意すること。
- ・事業の成果は、日光市に帰属すること。
- ・この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- ・当委託業務の契約に関する費用（印紙代含む）は、受託者の負担とする。
- ・契約は「日光市業務委託約款」に準じ締結すること。